

平成 24 年第 2 回
美唄市議会定例会会議録
平成 24 年 6 月 18 日 (月曜日)
午前 10 時 00 分 開議

市立美唄病院事務局長 高 倉 雄 治 君
消 防 長 後 藤 樹 人 君
総務部総務課長 佐 藤 崇 君
総務部総務課主査 平 野 太 一 君

◎議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
第 2 一般質問

教育委員会委員長 工 藤 勝 善 君
教育委員会教育長 安 田 昌 彰 君
教育委員会教育部長 伊 藤 敦 史 君

◎出席議員 (14名)

議 長 内馬場 克 康 君
副議長 小 関 勝 教 君
1 番 倉 本 賢 君
2 番 長谷川 吉 春 君
3 番 谷 村 知 重 君
4 番 丸 山 文 靖 君
5 番 本 郷 幸 治 君
6 番 森 川 明 君
7 番 吉 岡 文 子 君
8 番 桜 井 龍 雄 君
9 番 金 子 義 彦 君
10 番 高 田 正 則 君
11 番 五十嵐 聡 君
13 番 土 井 敏 興 君

選挙管理委員会委員長 後 藤 泰 彦 君
選挙管理委員会事務局長 佐 藤 崇 君

農業委員会会長 西 川 芳 勝 君
農業委員会事務局長 吉 田 寿 幸 君

監 査 委 員 扇 谷 均 君
監 査 事 務 局 長 鎌 田 覚 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長 中 平 匡 司 君
次 長 三 上 忠 君

午前 10 時 00 分 開議

●議長内馬場克康君 これより本日の会議を開きます。

◎出席説明員

市 長 高 橋 幹 夫 君
副 市 長 藤 井 英 昭 君
総 務 部 長 市 川 厚 記 君
市 民 部 長 山 崎 一 広 君
保健福祉部長兼福祉事務所長 中 川 直 紀 君
商工交流部長 奥 山 隆 司 君
農 政 部 長 須 田 正 毅 君
都市整備部長 山 口 隆 慶 君

●議長内馬場克康君 日程の第 1、会議録署名議員を指名いたします。

10 番 高田正則議員

11 番 五十嵐聡議員

を指名いたします。

●議長内馬場克康君 次に、日程の第 2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

1番、倉本賢議員。

●1番倉本賢議員（登壇） おはようございます。平成24年第2回定例会にあたりまして、大綱3点について市長にお伺いをいたします。

まずは、雪の多いこの美唄市におきまして、数10年経験したことなかった厳しい豪雪をようやく乗り切ったところであり、美唄の田んぼや畑そして野山にも、緑の風景が広がってきているところでございます。市民の皆さんの生活におきましても、明るい明日に向かってそれぞれ希望を持って取り組まれているのではないかと、感じるところでございます。しかし、世界では中東における市民を巻き込んだ紛争が継続しており、また、ユーロ圏では、ギリシャやスペインの政治経済の不安は、世界経済の大きな不安材料として注視されています。日本におきましても、東日本大震災の復興の行程は始まったばかりであります。原子力発電所の再稼働が暫定的な安全基準で容認されるなど、福島事故の教訓が将来の日本に責任を持ったものとして、生かされていないのではないかと大変心配するところでございます。一方、国及び地方の景気は、一向に回復の兆しは明らかになっておりません。政治経済の大きな課題である、社会保障と税の一体改革についても国民的な議論が十分ではない中、消費税増税に向けた動きが強まっており、今、全国の地方自治体においては、脆弱な自主財源での住民負担への増加が切実な課題となっている現状の中、さらに市民生活への負担が求められる情勢であり、自治体経営においては、市民の皆さんの意識や生活の実態の的確な把握や、いち早く

あらゆる情報の収集と分析を行い、市民の暮らしと命を責任を持って守っていかねばならないのではないかと強く感じるところでございます。

さて、大綱の第1は、市長が新たに取り組まれた組織体制等についてであります。市長は、公約のもとに、平成24年度市政執行方針にその具体的な取り組みを示されたところですが、本年4月1日に行われた人事異動に伴い、新たに総務部に危機管理対策室を創設され、事務分掌については、防災計画、国民保護計画、災害対策、空き家対策、防衛施設周辺整備等、自衛官及び自衛官候補生の募集についての事項などとされています。そして、具体的な施策としては、防災計画の見直し、豪雪対策マニュアル作成そして空き家対策に取り組むものとされております。このことは、これまで総務部総務課において、時として担当主幹を置きながら、専掌事務として所管されていた防災関連などの事務分掌に空き家対策と、防衛施設周辺整備を加え、専任の室長の配置を行い、毎日の市民生活の安全と安心を守る体制を強化したのではないかなど、このように考えるところでございます。そこで、危機管理対策室とされておりますが、この名称にもある、危機についてどのような認識を持たれているのか、具体的にお伺いをいたしたいと思います。

また、本年4月11日には、陸上自衛隊第2地対艦ミサイル連隊長及び札幌方面美唄警察署長と美唄市長の3者による、大規模災害等に際しての美唄市自衛隊及び警察の情報共有に関する協定を災害の未然防止または災害発生時の被害を最小限に抑えるものとして締結

をされています。この協定の中では、国民保護に関する情報も含まれておりますが、美唄市の国民保護計画においては、道や道警との情報の共有化についての明確な記載はあるものの、自衛隊との情報共有は想定されておらず、基本的に、自衛隊は国の機関であることから、直接市町村への情報提供は行われぬものと考えますが、この点について防衛に関する情報は、どのように扱われることになるのか、お伺いをいたします。このことにつきましては本年4月13日午前、北朝鮮が打ち上げに失敗いたしました、人工衛星と称する長距離弾道ミサイルを発射いたしました。このミサイル発射に係る報道で、私も全国瞬時警報システム、通称Jアラートについての認識を改めて持ったところでございますが、美唄市における、Jアラートの導入状況と活用状況についてもお伺いをいたしたいと思えます。

次に、災害対策における避難所、避難場所についてでございます。市のホームページでも市内に多くの地区別避難場所と広域避難場所が、設定されていますが、なかなか市民の皆さんに十分周知、理解されていないのではないかと危惧するところでございます。そこで、この指定に当たっての基準というか、考え方は、どのようなものがあるのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

また、市民の皆さんに対する日ごろからの災害に対する備えの啓発や避難場所となっている施設等の管理者との日常的な連携をどのように行っているのかもお聞かせください。また、気象警報や、時としては避難指示・命令などの極めて限られた時間が求められる、

防災情報の市民周知方法についても具体的にお聞かせをいただきたいと思えます。

次に、今月4日からスタートした総合相談窓口についてであります。この窓口につきましては、より相談を受けやすい環境を整備すると共に、総合案内も行い、市民サービスの向上を図るものとして、新設されたものと考えております。私も直接この窓口の状況について市役所に来られた市民の皆さんが気軽に利用できる案内窓口としておられる実際の光景を拝見したところでございます。私の記憶ではかつて正面玄関前に受付カウンターを設置し、専任の職員による総合案内案内を行っていた実績があるのではないかとと思えます。庁舎が新しくなったり、なかなか市民の皆さんが市役所の窓口がどこにあるのか1年に何回も来ない市役所で、その受付カウンターで案内を受けるといった実績があったかと思えます。その後、庁内的に議論され、ワンストップ窓口の検討が具体的に全庁的に行われ、その結果、戸籍住民に係る届け出窓口や国民健康保険及び水道等の各窓口の配置や表示の改善により、受付案内窓口については廃止をしてきたものと考えております。今、現状、大変厳しい美唄市の財政状況の中、専任職員の新たな配置による総合案内と、相談の窓口機能を設けたわけですから、より利用しやすい身近な市役所として市民サービスの向上に大きくつながると、このように期待するものですけれども、窓口の名称にある総合相談機能については、これは、行政や法律的かつ専門的な知識や経験が大いに必要とされるものである場合が大変多いと思えます。現状では、この総合相談窓口でのワンストップでの対応

は、極めて困難なケースも多く生ずるのではないかと考えるところでございます。市民の皆さんのさまざまな相談や、時としては、感情的なクレームに対し、適切な相談対応がスムーズに行われるためにどのような対応、対処を考えておられるのか、お聞かせください。また、これまでも行政相談・生活相談や納税相談そして、労働相談などそれぞれ専門的な相談窓口による体制がとられてきておりますけれども、これらの専門的な相談窓口と窓口機能との関係をどのようにされていかれるのかお聞かせをいただきたいと思っております。

私は市役所のあるべき姿としては、市民の皆さんがどの職員に対しても、気軽に案内や相談内容を伝えることができ、適切な対応ができる環境づくりが大切なことと考えております。せっかく笑顔でのあいさつ運動に取り組まれている市役所としては、すべての職員が総合相談窓口に対応できるほどの意識を高める取り組みが重要ではないかと考えるところであります。知識や経験の豊富な職員による日常的な職場研修などにより、市民サービスの向上につなげることがそれぞれの所管事務のレベルアップにも大きく影響するのではないのでしょうか。市民の皆さんにとって縦割りセクト主義ではない、身近な市役所づくりについても意をもって取り組むべきではないかと考えるところですが、このことについてどのように考えるかお聞かせをいただきたいと思っております。私は、市長が新しい取り組みをされ、市役所を大きく変える事をどのように考えておられるのか、まだよく見えてきていないところでございます。そこで、ネーミングや、形だけにとらわれることなく、市役所

全体の意識の改革を伴ったものとしなければ、職員の資質の向上や身近な市役所としての市民サービスの提供が行われる風土に定着しないのではないかと考えるところでございます。

次に、大綱の第2は、市民サービスにも影響する市職員に対するパワーハラスメント及びセクシャルハラスメント研修についてであります。市民生活にとっての地方行政の担い手としての市役所は大変身近な存在でございます。一方では法律や制度を基本とする行政は、権力として存在し、多くの市民の皆さんにとっては、市役所に対して権力を感じざるを得ない場合も多くあるものかと考えます。市の職員の対応に当たっては、市民対応に当たっては、このことを十分意識した上での対応が大切であり、市民サービスの提供には法律や制度に対する理解を深めていただき、決して一方的に法律や制度で決まっていることですからと短絡的に押しつけるようなことは、極力避けるべきではないかと考えております。そこで、大切なことは職員が相手の気持ちを十分受け止め、相手のことを理解した上で、同じ目線で対応する意識を日常的に研鑽することが必要であり、その1つとして、市の職員に対してのパワーハラスメント及びセクシャルハラスメントについての研修がしっかりと取り組まれることが今日的な課題でもあると考えております。市の職員の現状としては、グループ制の導入や、職員のいびつな年齢構成による、そして人件費削減を背景にした人事管理の結果による管理職員の割合の増加や臨時、非常勤職員の恒常的配置により職場に余裕がなくなり、職場の雰囲気や風通しが悪くなっているのではないのでしょうか。そして現

代社会の大きな課題ともなっているメンタル疾患や、パワハラ、及びセクハラが発生する可能性に大きく影響して来るのではないかと心配をするのものであります。あわせてジェネレーションギャップと申しますか、世代間による価値観の多様化も実態としてあるのではないかと考え、私の経験などからも気軽にこんなこともわからないのかとか、気さくな雰囲気を一方向的に押しつける等、パワハラやセクハラは、ハラスメントを与える側の意識はなくても、受ける側の気持ちを大切に考えることが、重要であると思います。特に職場全体の職員から信頼されなければならない、管理職員の管理職研修においては、このパワハラ・セクハラについては、必修とするなど、積極的な取り組みが求められるのではないかと考えるところであります。そこで、人事管理上における管理職登用に当たっての事前事後の管理監督者研修の実施状況や、管理職研修や職員一般研修におけるパワハラ・セクハラに係る、研修の現状について具体的にお聞かせください。また、合わせて日常的な相談や指導体制についてこれは専門的な知識や経験が必要とされるのではないかと考えますが、どのようになっているのか、現状をお聞かせください。そして、これまでの相談や指導の実態についてその内容があれば、お聞かせをいただきたいと思っております。

大綱の第3は、空知中央地方卸売市場の破産申し立てによる市民生活への影響についてであります。空知中央地方卸売市場が5月末に事業を停止し、札幌地方裁判所岩見沢支部に破産申し立て手続を始めたとの報道がありました。市内において水産加工品、野菜、

果実を取り扱う歴史と実績のある事業所である市場が美唄市の流通にも大きな役割を果たしてきたものと考えます。しかし、ここ数年の取扱高の減少により、破産手続の開始となったものであると考えるところでございます。同時にこの空知中央地方卸売市場が市内及び近隣町村の利用する買受人は数10市あると、そして、市内の多くの果樹そして野菜などの生産者の方々にも、買い取りにあたっての大きな影響を生じることになるものと考えるところでございます。美唄市としては、設立当時から同社の株式を保有するなど、その公益性を支援する立場にあったのではないかと考えますが、先ず、その出資内容と出資に当たっての根拠、考え方をお聞かせください。

次に、同社の経営状況は、数年前から厳しい状況であったと思われませんが、美唄市が委託料払い、中小企業の指導を委託しているわけですから、当然これまで美唄商工会議所等がこの空知中央地方卸売市場の企業努力と密接な連携をしながら、経営指導や支援に当たられてきたのではないかなど、こんなふうにご存じます。そこで、とりわけ美唄市としてどのような対応をされてこられたのか、また、現段階では今後選任される破産管財人に委ねられることになるかと思われましても、10名を超える従業員の方々への処遇や対応は、どのようになるのか。また、このことによる市内の小売店、小売商店への影響は少なからずあるものと考えております。高齢化が進むこの美唄市で頑張って経営を続けておられる小売店経営や飲食店経営されておられる方々への負担が増大し、やむなく閉店・廃業してしまう、このようなことになるのでは

ないかと大変危惧しているところがございます。また、市内で生産された野菜や果物を直接市内で流通させることが、これがスムーズにいかないのではないかと、こんなふうを考えております。そこで、市内の生産者も地元の直売店での販売量だけでは生産者の経営計画も厳しくなるものかと考えております。このように、空知中央地方卸売市場の破産手続申し立ては市内の消費生活や、生産物の流通に大きく影響するものであり、市としてどのような状況を判断され、今後の対応をどう考えておられるのか、お聞きをいたします。以上、この場からの質問とさせていただきます。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 倉本議員の質問に、お答えいたします。

初めに、市長公約にもある新しい組織体制などについて、危機管理対策室についてありますが、危機管理に対する認識としましては、風水害や地震などの自然災害、大事故及び武力攻撃事態や緊急処理事項などから市民の生命、身体及び財産の安全を確保するため、国、道、地方公共団体、その他の関係機関と相互に連携・協力し、その対策に万全を期さなければならぬものと考えております。

次に、自衛隊及び警察との情報共有化についてですが、大規模災害等が発生、または発生する恐れがある場合に、美唄市、自衛隊、警察署のそれぞれが所有する災害情報をお互いに共有することにより、災害の未然防止または災害発生時の被害を最小限に抑えることを目的に、災害情報の共有のための協定を本年4月に締結したところであります。共有する情報としましては、指定河川における洪水

に関する情報、要援護者等の避難に関する情報、風水害に関する情報、地震に関する情報、雪害に関する情報、火災に関する情報、がけ崩れに関する情報、道への被害状況報告に関する情報、国民保護に関する情報、災害等における不明者に関する情報などとなっており、各項目ごとに、情報交換の基準を設けたところでございます。なお、防衛に関する情報は、協定に含めていないところであります。また、「全国瞬時警報システムJアラート」は、平成23年4月から運用開始されており、国から直接、衛星回線により、市に設置されている受信機へ地震情報、気象情報、有事関連情報などが情報伝達され、これまでに気象情報11件について、情報受信されております。

次に、地区別・広域避難場所についてですが、指定に当たっての基準等は、特に設けておりませんが、美唄市地域防災計画では、地域別に公共施設を中心として、学校、会館、グラウンド、公園等を指定しております。地区別避難場所は、家が倒壊等で被害を受けたり、危険な状態となった時に、避難する場所で学校や会館など51箇所を指定しております。広域避難場所は、地震などの災害が起きた時に、一時的に避難する場所で、学校のグラウンドや公園など、22箇所を指定しており、指定場所については、広報紙やホームページ等で周知しております。また、避難所の施設管理者との連絡、報告等は、日常的には行っておりませんが、今後、施設の点検及び連携について適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、地域住民への迅速な情報の提供と共有化についてですが、一般住民及び被災者に対する広報活動は、高齢者、障がい者等、災

害時要援護者への情報の伝達に十分配慮し、新聞、テレビ、ラジオ、広報車・チラシ、電話などの利用、文書等による町内会長への連絡など、災害の推移を見ながら行うこととしております。

次に、総合相談窓口についてであります。市民サービスの向上と信頼できる市役所づくりの一環として、市民がお困り事で市役所に来られた時に、問題解決のお手伝いをさせていただくことを目的に、総合相談窓口を今月4日に設置しました。相談方法につきましては、総合相談窓口職員または連絡を受けた担当課の職員が、総合相談窓口で相談を受け、なるべく相談者が移動しなくて済むように考えておりますが、相談内容によっては、担当課または新設した相談室で相談を受けることもあります。納税相談など近くに窓口がある相談につきましては、担当窓口案内して、取り継ぐ場合もあるほか、市役所の総合案内業務も行っております。なお、市の相談業務以外の行政相談などにつきましては、相談窓口の紹介を行うこととしております。開設から2週間が経過し、6月15日現在で276名の方がご利用されておりますが、今後、より一層のサービスの向上とスムーズな対応のため、検証・改善を行ってまいりたいと考えております。

次に、縦割りセクト主義ではない市役所づくりについてであります。これまで市の最終決定機関の庁議を経営会議に改め、セクト主義を排除することで、担当以外の事業に対しても、積極的に意見を述べるができる環境をつくり、情報の一元化などから縦割りの弊害を取り除くこととしました。経営会議

では、単なる報告の場ではなく、市役所に対する苦情や意見への対応、事業の見直しや新規事業の企画など、さまざまな課題を協議しており、そこから互いの信頼関係や危機感の共有、強い連携感が生まれ、一体感のある市役所づくりにつながるものと考えております。

また、グループ制においては、課内会議や部内会議を義務付け、業務の進捗状況や課題の共有を図ることとしているほか、課と課、部と部の協業体制についても検討していくなど、庁内が連帯した市役所づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、市民サービスに対する職員の意識の向上、職員研修についてであります。人事管理上における管理監督者研修としましては、主に、北海道市町村職員研修センターが実施する研修を活用しており、主幹等の管理職昇格後、マネジメントの基本やリーダーシップ能力等を学び、管理職として総合的な資質向上を図るための管理能力研修を受講させております。なお、管理職登用前の事前研修は実施しておりませんが、新任の主査職に対し、監督者に求められる基本的役割やリーダーシップなど、監督者の総合力向上を図るための指導能力研修を受講させております。昨年度の北海道市町村職員研修センターでの受講実績につきましては、管理能力研修に9人、指導能力研修に6人、地方自治法などの一般研修として2講座4人、政策形成等の能力開発研修として2講座2人、税務実務などの専門的実務研修として6講座7人、プレゼンテーションやクレーム対応などの能力開発研修として、3講座3人の合計15講座31人となっております。このほか、基本研修としての新

採用職員研修等を実施しております。

また、職員の意識改革が重要であり、管理職が率先して所属職員に範を示すことが必要であると考え、今年度は、管理職を対象に、行政のプロの視点から「自立型職員を目指して」並びに民間経営者の視点から「管理職としてのあり方を考える～中小企業経営者の視点からの問題提起」をテーマに、管理職研修を実施したところであります。

今後も公務員としての資質の向上はもちろんのこと、これからの自治体職員に必要な知識の修得や、能力の開発に努めてまいりたいと考えております。

次に、パワーハラスメント及びセクシュアルハラスメントに係る研修についてですが、これらをテーマにした研修は行っておりません。これらのハラスメントに関する相談は、総務課で受けることとしておりますが、セクシュアルハラスメントにつきましては、女性管理職を相談窓口として、総務課と連携しながら、その解決や原因者に適正な指導等を行うこととしております。なお、これまでのところ各ハラスメントに関する具体的な相談の実績はありませんが、職場のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントを防ぐことは、組織の活力につながり、ひいては市民サービスの向上につながる重要な課題であることから、今後、研修の実施などについて検討し、これらのハラスメント対策に努めてまいりたいと考えております。

次に、空知中央地方卸売市場の破産と市民生活の影響について、空知中央地方卸売市場への出資についてであります。本市の生鮮食料品の流通市場は、昭和43年以来、美唄魚

菜卸売市場、丸果美唄青果物卸売市場、美唄市農協蔬菜卸売市場の3つの公認卸売市場と25の卸問屋によって取り扱われていたところであります。当時、この複雑な流通形態が要因して取り扱い商品が割高となっていたことから、市は3つの卸売市場に対し、統合要請を行い、昭和43年4月に株式会社として発足したところであり、この際、市は額面500円の株式4,000株を保有したところであります。市が保有する株式につきましては、自己破産申請に基づき、選任された破産管財人が行う、財産の管理・処分のスケジュールに沿って対応することとし、第1回の債権者集会は、9月に開催予定となっているところであります。当該市場においては、人口減少や郊外型店舗の増加などにより、取引高は平成18年の7億8,400万円をピークに、年々減少し、直近決算では5億0,500万円までに落ち込んでいたところであります。これまで、市は、ここ数年の経営状況が非常に厳しい旨の相談を受け、道や市の融資制度の活用などについて助言したところであります。

従業員につきましては、5月31日の事業停止により正規従業員3名と、嘱託・パート従業員7名が解雇されており、これらの従業員につきましては、6月8日、市役所において開催しました、岩見沢及び滝川ハローワークや労働基準監督署、日本年金機構岩見沢年金事務所、美唄市による総合相談会におきまして、雇用保険など各種保険手続き、生活資金など融資制度についての説明を行ったほか、求職活動に必要な手続きにつきましても、完了したところであります。また、買受人についてであります。空知中央地方卸売市場に買

受人として登録されている、59 業者のうち、市場の自己破産申請時において卸売市場と取引のあった業者は、36 業者となっており、買受人の大半が青果物関係者となっているところでもあります。これら買受人については、当面、岩見沢市の公設地方卸売市場の運営会社である「株式会社岩三」で、取引できるよう、体制が整っていること、農協など大口取引事業所については、ホクレンなどからの仕入れに変更したと伺っておりますが、商品調達の関係で一部の商品については、店頭に並ぶ時間が若干遅れるものがあるとお聞きしているところでもあります。市としましては、これまで空知中央地方卸売市場が果たしてきた役割は大きいものと考えており、取引市場の円滑化に向けて、必要な対応をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

●議長内馬場克康君 1 番、倉本賢議員。

●1 番倉本賢議員 この場から何点か再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、危機管理対策についてでございますけれども、美唄市、自衛隊及び警察の情報共有化に関する協定については、主に自然災害にかかわる情報であるものと理解いたしておりますが、いわば国防上の有事における情報も含まれるのではないかと思います。国民保護計画では自治体や国民の国に対する一方的な負担は極めて大きく求められております。従って、情報の共有化も一方的に市の行政の側からの提供ということであり、国の方からは極めて限られたものしか出てこない、こんなふうに考えるところでございます。このことから、この協定の運用に当たりましては、拡大解釈がなされ、未然防止を理由に自衛隊

や警察に対して、不必要な個人情報の提供が行われる恐れがあるのではないかと、危惧するところでございます。そこで、個人情報の保護については、極めて慎重な取り扱いがなされるべきであると考えますが、その辺のお考えについて確認をいたしたいと思っております。

次に、J アラートについては、昨年より運用が開始され、実績として気象情報が送信されているとのことですけれども、受信された気象情報の扱いについてはどのようになっているのか、また、有事関連情報などが送信された場合、これは内容にもよりますが、緊急に市民の安全を守る必要が生じた場合には、どのように市民に情報を伝達されることになるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

次に、地区別広域避難場所についてですが、市民周知を広報紙やホームページで行っているとのことですけれども、これは、時として河川氾濫の水害による避難場所への避難経路の確保のためにも、ハザードマップとあわせた事前の地域住民の理解が必要であり、周知をしっかりと市民の皆さんにさせていただくことが大切ではないかと考えておりますけれども、その辺はいかがお考えでしょうか。また、避難場所となっている施設等の管理者に対しては、避難場所の指定についての認識は予め理解されているものと考えておりますけれども、災害発生時における地域住民の自主避難に対する対応や、市に災害対策本部が緊急に設置され、避難勧告や避難指示そして避難命令これに先立って、避難所開設がスムーズに行われるための手順等が十分管理者に理解されていないのではないかと心配をしております。

す。そこで、避難所の施設管理者マニュアルを作ることや、地域住民を交えた訓練などをしっかり行うことが重要ではないかと考えるところでございます。昨年は、ゆたかニュータウン地区におきまして、住民も参加する大規模防災訓練が実施されておりますけれども、市内各地域において住民が参加する防災訓練などを行う計画をどのようにされているのか実態をお聞きしたいと思います。

次に、迅速な情報の市民への提供についてであります。今までのご答弁では、いわゆる災害弱者への配慮を行いながら、報道機関に頼り、直接的には広報車、広報誌、チラシ、電話や町内会長への連絡によるものとされました。災害は、あらかじめ予想されているものは、極めて限られており、緊急を要する情報の伝達について最大限迅速な提供が求められるものと考えるところであります。先ほど申し上げました、避難勧告や避難指示、避難命令など、市民の命にかかわるものもことから、現状では市内各地域に瞬時にしかも、一斉に情報提供が可能な防災行政無線が導入されていないわけであり、報道機関に頼る部分もありますけれども、美唄市が責任を持って直接市民の皆さんにいち早く災害情報や、避難勧告指示命令などを伝達する方法についてどのように備えておられるのか、お聞きをいたします。

次に、総合相談窓口についてであります。開設2週間で200名を超える利用状況ということですが、多くの場合総合案内として、窓口案内に係るものではないかと考えておりますけれども、身近で利用しやすい市役所、今後もこの案内機能については、有効な

ものではないかと考えるところでございます。しかし、利用される市民の皆さんにとりましては、具体的な相談に当たっては、ワンストップですむ場合も担当課からの職員を待つ間の時間が余分にかかっており、直接窓口案内をしていただいた方が早く話が進んだと、こんな声も聞くところでございます。また、総合相談窓口に臨時的任用で配置された職員のご苦勞の察するところが大いにありますけれども、総合相談窓口を開設し、利用される方々も多くおられるから、効果があると評価するだけではなくて、利用状況における内容や対応について検証、検討しながら、市民の皆さんが市役所に対してどのようなものを求めるのか、それこそ経営会議やグループ制における部内、課内での課題にするぐらいの取り組みを行っていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。せっかく従来の庁議を改編した経営会議についてのご答弁内容がありましたのでお聞きしますが、経営会議は単なる発表の場ではなく、市役所に対する苦情や意見への対応、事業の見直しや新規事業の企画などさまざまな課題を協議しており、そこから互いの信頼関係や危機間の共有など、強い連携が生まれ、一体感のある市役所づくりにつながっているとの答弁がございました。具体的に新たな取り組みであるこの危機管理対策室及び総合相談窓口について、どのような経営会議におけるこの課題協議がなされたのか、具体的にその内容をお聞かせください。以上です。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 倉本議員の質問にお答えいたします。

初めに、自衛隊及び警察との情報共有化についてであります。個人情報については、個人情報保護法など、関係法令等に基づき、最善の注意を払い慎重に取り扱ってまいります。

次に、Jアラートに送信された情報については、各部長及び危機管理対策室に情報伝達され、各関係機関へ伝達することとしております。また、市民への必要な情報については、消防署や関係機関と連携し、広報車や、電話、文書配布などで周知をいたします。また、洪水避難地域や避難所詳細図などが表示されているハザードマップはホームページで公開をしておりますが、町内会等を通じ、さらに市民の皆さんへ周知に努めてまいります。防災訓練につきましては、美唄市地域防災計画で防災訓練計画を定め、各訓練について定期的に行っており、町内会単位については、自主防災組織の訓練のほか防災の出前講座や、消防署と連携した勉強会など引き続き行ってまいりたいと考えております。

次に、市民への情報周知についてでございます。瞬時に情報伝達できる同報系行政防災無線等の整備については、周知方法や市の財政状況を含め、今後、検討してまいりたいと考えております。

次に、総合相談窓口についてでございます。開設以来、多くの方にご利用いただいておりますが、相談、案内など利用状況を検証し、総合相談窓口が、より利用しやすくなるよう改善を図ってまいります。市民からの苦情等につきましては、経営会議に報告することとしており、総合相談窓口で受けた意見・苦情等についても、重要な情報となります。

とから、必要に応じ経営会議へ報告し、情報の共有と課題解決に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、経営会議における新たな取り組みに対する、課題協議についてであります。危機管理対策室につきましては、業務内容と本年度のスケジュールや平成23年度の豪雪による被害への対応等を協議してございます。また、総合相談窓口につきましては、実施方法や相談室の必要性などについて協議してまいりました。以上でございます。

●議長 内馬場克康君 次に移ります。

8番、桜井龍雄議員。

●8番桜井龍雄議員（登壇） 平成24年第2回定例会にあたり、大綱2点について市長にお伺いいたします。

大綱の1点目は、農業行政についてであります。この1つ目は、農業基盤整備事業についてであります。6月4日に第2次野田改造内閣が発足し、TPP協定をめぐる論争が続く中で、政府は協定参加に必要な情報を得るため、関係国との協議に入っている状況であります。海外から食糧輸入が完全自由化されれば、価格の面では太刀打ちできません。北海道農業は壊滅的な打撃を受けることから、これまで農業者をはじめ2次、3次産業さらに消費者団体、本市も含め各地方自治体などオール北海道でTPP協定参加に反対してまいりました。本市においてもTPP参加で最も打撃を受けるのは、基幹産業である農業や、これに関連する産業部門であることは明白であり、今後は、本市の基幹産業として世界の経済市場で競争できる底力をつけていくことが大きな課題であると思っておりますし、北海道は

農業対策の強化を急がなければなりません。特に私は、農業基盤整備事業については、これからも計画的な対策が必要であり、国に対しても必要な対策や予算の確保を積極的に申し入れていくべきであると考えております。本市においては、待望の国営農地再編整備事業美唄茶志内地区が本年度よりいよいよ事業着手となり、分割されました上美唄地区、西美唄地区については、引き続き地区調査が行われるわけですが、そこで、国営農地再編整備事業の予算状況についてと美唄茶志内地区の概要と、上美唄地区、西美唄地区の調査内容について、また、道営事業の進捗状況と新規要望地区の状況について市長にお伺いいたします。

2つ目は、各地域の人と農地の問題解決に向けた施策として、個別所得補償経営安定推進事業の人・農地プランの作成と、青年就農者の増員と農地集積など、私も5月の初めにプランの作成を農協で行いましたが、その状況と本市農業者の作成メリットについて市長にお伺いいたします。

大綱の2点目は、環境行政のごみ処理についてであります。平成23年第4回の定例会で岩見沢市、月形町との広域処理について質問しましたが、平成27年度より岩見沢市と月形町と美唄市の2市1町による、可燃ごみの広域処理の事業実施に向け、計画的に進められていると思います。また市政報告では、市長は生ごみ処理については、堆肥化する方針で進めると報告されました。この方針に従い、本定例会に整備の基本計画策定費が計上されていますが、前回の答弁では、最終処分場は平成33年まで埋め立てが可能とありますが、

変更はないのか、現在処分場の埋め立て終了後新たな処分場が必要となると思いますが、対応策は検討されているのか。また、今年の豪雪災害で倒壊した家屋や折れた木の枝のごみが搬入されることにより、残余年数にも影響が出ないのか、市長にお伺いいたします。

以上でこの場からの質問を終わります。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 桜井議員の質問にお答えいたします。

初めに、農業行政について農業基盤整備事業についてであります。国の平成24年度の国営農地再編整備事業予算の総額は、復旧・復興対策分を含め、約114億円であり、平成23年度の当初予算約83億円に対し、約37%の増となっております。またその内訳としましては、北海道内が由仁地区ほか8地区で総額約103億円、北海道外が南周防地区の約11億円となっております。本年度から事業着手する美唄茶志内地区につきましては、2億円が計上されております。

次に、美唄茶志内地区の概要につきましては、概算総事業費が196億円、受益面積が1,378ヘクタールで、主要工事としましては、区画整理1,372ヘクタール、農地造成6ヘクタールとなっております。また、上美唄地区、西美唄地区の地区調査内容としましては、両地区の合計面積1,884ヘクタールについて、従前地補足調査や換地計画素案修正などを行い、地域の現状を踏まえた事業計画（案）を策定することとなっております。

次に、道営事業の進捗状況につきましては、平成23年度末における事業費ベースで申し上げますと、峰岩地区が54%、沼の内地区が

51%、中美唄地区が43%となっております。

また、道営事業の実施を希望する地区としましては、既に期成会を設立した大富、北美唄、進徳一心地区があり、このうち、大富地区については、地区を分割し、本年度から大富第1地区、第2地区において調査計画が実施されており、残る地区についても引き続き事業の実施に向けて、北海道へ要望してまいります。

いずれにいたしましても、本市の基幹産業であります農業の振興・発展と、農家経営の安定を図るためには、農業基盤整備事業は必要不可欠のものであり、今後とも、農業農村整備事業予算の確保に向けて、関係機関・団体などと連携し、国等へ要望してまいりたいと考えております。

次に、人・農地プランの作成状況等についてであります。本プランの作成に当たっては、農協ごとに設置している地域農業再生協議会等が中心となって作業を進めることとし、農業者の営農意向等調査や地域の話し合いを進めてまいりました。その結果を基に市は、峰延農協美唄市管内を単位とする「峰延農協地域農業再生協議会地区 人・農地プラン」を4月10日に、いわみざわ農協大富地域を単位とする「大富連合会地区 人・農地プラン」を5月17日に、美唄市農協管内を単位とする「美唄市農協地域農業再生協議会地区 人・農地プラン」を5月31日にそれぞれ決定したところであります。また、人・農地プランに掲載された地域農業を担う農業者は最長5年間毎年150万円が給付される青年就農給付金制度や、農業経営基盤強化資金の5年間無利子制度の対象になることから、市としては、

こうした制度が受けられるよう、農協などと人・農地プランの作成に努めてきたところであります。

次に、環境行政について、ごみ処理についてであります。現在の最終処分場は平成27年度から可燃ごみを広域で中間処理することや、生ごみの堆肥化を進めることで、延命化が図られることから、当初の計画どおり平成33年度まで、埋め立てが可能であると考えております。しかし、今年の雪害による倒壊家屋や、折れた枝木のごみが搬入され、今後においても搬入されることから、最終処分場の残余年数にも影響を生じると考えており、今年度最終処分場の残余容量等調査を行うこととしておりますので、その結果を見て判断したいと考えております。また、埋め立て終了後の方針についてであります。現在の最終処分場が満杯となった場合、第2の最終処分場が必要となることから、現在地の西側に用地を確保しており、今後、スケジュールや整備方法等について検討していくこととしております。以上でございます。

●議長内馬場克康君 8番、桜井龍雄議員。

●8番桜井龍雄議員 自席から2点ほど質問をいたします。

1つ目は、農業行政の人・農地プランのことについてですが、青年就農者の増員も大切だけど、後継者対策も重要だと思います。農業を継ぎたくても農家経済もひっ迫している中で、十分に手当てができず、後継者が育たないのも1つの原因だと思います。そこで、青年就農給付金の申込状況と、人・農地プランを、今後、農業施策を進める上でどのように活用すべきと考えているか、市長にお伺い

いたします。

2つ目は、環境行政のごみ問題について、先ほどの答弁で、平成27年度の広域処理の可燃ごみ処理施設の開始に向けて、土地取得、施設整備等や生ごみの堆肥化のスケジュールについてはどうなっているのか、また新しい最終処分場の整備についてですが、東北震災被災地のがれき処理の受入れに対しまして、国は、受入自治体への処理対応に助成が行われるとの報道もありましたし、北海道でも11市町村で検討中でありまして、汚染については基準を設けていくとありますが、本市も現状では無理だけど国の支援が受けられれば、検討してもよいのではないかと、市長にお伺いいたします。以上です。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 桜井議員の質問にお答えいたします。

始めに、人・農地プランについてですが、本プラン作成のメリットである青年就農給付金を希望する農業後継者等はおりますが、給付対象要件が整わないため、申請は極めて少ない状況にあります。一方で、農業経営基盤強化資金の無利子化については、ほぼ全員から希望があるところでございます。市といたしましては、引き続き青年就農給付金の希望者を対象に、個別相談を行ってまいりたいと考えております。また、本プランは、今後、地域や本市農業を牽引していく農業者が掲載されていることから、こうした農業者への農地の利用集積の促進や、担い手の育成・確保に生かすなど、地域農業再生協議会とともに人・農地プランを活用してまいりたいと考えております。

次に、ごみ処理についてであります。広域処理の可燃ごみ処理施設につきましては、岩見沢市においては、用地の取得については、既に完了しており、施設整備につきましては、平成27年度の稼働に向け、今年度中に発注する予定となっております。また、生ごみの堆肥化につきましては、平成27年度の供用開始に向け、基本計画を策定し、その中で、施設整備等のスケジュールを決定することとしております。

次に、復興支援に対する考えですが、新たな処分場に東北震災がれき処理の受け入れをした場合、施設整備に対する国の支援については、受け入れた容量分の全額が措置されるということとなっているものの、震災がれきを受け入れる側の地域住民の意見や、安全、安心の確保が重要であると考えており、震災がれきの受け入れにつきましては、現段階では、難しい問題であると認識しております。以上でございます。

●議長内馬場克康君 8番、桜井龍雄議員。

●8番桜井龍雄議員 市長のただいまの答弁で、生ごみの堆肥化について改めてお伺いいたします。アンケート調査でも、90%を超える賛成があり、市民の関心も高いと思います。私も先の常任委員会における行政視察で東北の2カ所で、生ごみ処理施設の視察をしてまいりましたが、やはり生ごみの悪臭が問題になります。八戸市の生ごみ堆肥化施設は、県道から10メートルも離れていない場所で処理を行っていましたが、ほとんど無臭の状態でありました。現在本市においては、建設に向け、検討されることですが、生ごみの処理施行や処理施設の候補地の選択として

は、八戸市のような無臭の施設で市民の関心を引くような建設場所を選択してほしいと思いますが、市長の考えをお伺いたします。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 桜井議員の質問にお答えいたします。

生ごみの処理施設についてであります。施設からの悪臭については、生ごみの処理方法により異なり、悪臭防止法による規制基準もあることから、処理方法及び建設場所については、地域の環境に配慮し、基本計画の中で、候補地等を決定してまいりたいと考えております。以上でございます。

●議長内馬場克康君 次に移ります。

4番、丸山文靖議員。

●4番丸山文靖議員（登壇） 平成24年第2回市議会定例会に当たりまして、大綱2点について市長にお伺いをいたします。

私は、医療と福祉は表裏一体であり、どちらが欠けても市民の安心安全な生活は、保てないと考えております。このため、本市における高齢化率も34%を超え、地域医療並びに高齢施策は早期に解決しなければならない最重要課題と受け取っております。そこで、大綱の1点目は、地域医療問題についてであります。（1）地域医療における市立病院の在り方について、この1つは、現状の市立病院の経営状況について、平成21年、平成22年、平成23年についてお伺いをいたします。

その2つ目は、医師の確保についての現状はどうなっているのか、また、今後の退職する医師の数と、確保の見通しについてお伺いをいたします。

その3つ目として、今の状況の中で市民が

安心して生活できるよう、地域に必要な医療サービスを確保していけるのか、お伺いをいたします。

次に、（2）今回の地域医療体制の在り方検討委員会の内容、方向性についてであります。市長は就任後委員会を設置され、本年3月に、方向性がまとめられました。その委員会での内容と方向性についてお伺いをいたします。

次に、（3）として今後の市の考え方について、この1つ目は、先般地域医療庁内推進会議が設置されたと新聞報道がありました。この構成メンバーと役割についてお伺いをいたします。

その2つ目は、推進会議の今後のスケジュールについてお伺いをいたします。

続きまして、大綱2点目として、介護保険関係での制度化、これは24時間巡回導入の問題についてお伺いをいたします。介護保険で4月に制度化された定期巡回随時対応サービスを今年度中に導入するのは全国の市町村の1割にとどまることが厚生労働省のまとめで明らかになりました。介護で施設から在宅への意向を促す、これは目玉の政策であります。導入は、大都市圏が中心となっております。市町村は3年ごとに介護保険サービスの利用料の見直しを立て、介護保険事業計画を作っております。今年度は新計画の1年目に当たり、全国の状況を厚労省が一日に発表しており、東日本大震災の影響で計画をつくれなかった宮城、岩手両県の14市町村からの集計は外されておりますが、今後のことを考えると定期巡回随時対応サービスでは、ヘルパーが、24時間対応で食事や排泄の介助などをする今年度中の実施を予定しているのは、全

体の12%、189市町村でございます。この中で介護保険同様、複数の自治体でつくる広域連合も含まれております。1日の利用者は6,000人程度に現状ではとどまる見通しであります。都道府県別で導入率が一番高いのは、大阪市で51%、続いて東京都が32%、神奈川県が30%と利用が見込める大都市圏で高かった結果が出ており、一方、青森・山形・栃木・島根・宮崎・沖縄の6県は、本年度は導入しないとの報道がありました。宮城県の担当者は、計画をつくるまでにサービスを提供する事業者が出てこなかった、という話を聞いたところでございます。ただ、新計画の最終年度の2014年度には導入が329市町村に広がる見込みであるとの報道があります。現在、美唄市の高齢化率34%となっておりますが、住み慣れた自宅で老後を送りたいとの希望者も多くなり、また、一人で生活している世帯もあります。市としてどういう24時間巡回導入への対策を考えているのか、市長にお伺いをいたします。

以上をもってこの場からの質問を終らせていただきます。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 丸山議員の質問にお答えいたします。

初めに、医療問題について、地域医療における市立美唄病院の在り方等についてでございますが、医師確保についての現状としましては、今後5年間における医師の定年退職予定者は平成24年度末2名、25年度末2名の合計4名となっております。医師の確保に向けたこれまでの取り組みとして、道内医育大学や北海道保健福祉部などへ要請を行うと

もに、北海道地域医療振興財団や、北海道医師会報、医師紹介会社等を活用した様々な求人活動を行ってきております。過去3年の採用状況を申し上げますと、常勤医師3名、嘱託医師2名、週1、2回の勤務となる非常勤医師3名の、計8名を確保してきたところでありますが、自己都合などによりやめられた医師もおり、依然として医師不足の状況にあります。診療体制の充実を図るためには、医師の確保が最重要課題と認識しておりますことから、今後は、これまでの活動のほか、近隣中核病院等への派遣要請など、医師の確保に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、今後の医療サービスの提供についてでございますが、本年3月に地域医療体制の在り方検討委員会でまとめた基本的な方向性に基つき、効率的で持続可能な地域医療体制の構築に向けて取り組むこととしており、市民の皆さんが、安心して医療サービスが受けられるよう体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、検討委員会についてでございますが、本年3月に今後の地域医療体制のあり方について基本的な方向性をまとめたところであり、市民の皆様にはメロディーなどでもお知らせをしているところでございますが、主な内容としては、一つの基幹的病院いわゆる中核となる病院を中心に他の医療機関との機能分担・連携による医療提供体制づくり、在宅医療の推進と介護との、連携強化による市民生活を支える体制づくり、疾病予防と健康づくりの推進、の3つの重点的な取り組み項目をあげたところでございます。さらには回復期

病床の確保を含めた内科入院機能の強化、長期療養施設の確保、入院が必要な中等症患者にも対応できる救急医療体制の確保、小児医療や周産期医療のサテライト機能の確保と人工透析治療の提供、重症患者への対応を含めた近隣中核病院との連携、総合内科医の募集や看護師の地元定着化、医療を地域ぐるみで支える取り組みなどについても盛り込んだところでございます。

次に、今後の考え方についてであります。本年5月に設置しました地域医療庁内推進会議の構成については、会長には副市長を、委員には4人の関係職員のあわせて5人で構成しており、必要に応じ委員以外の出席もできることとしたところであります。また、会議の役割については、所掌事務として地域医療ビジョンの策定及び推進に関する事項、関係機関等との協議に関する事項、市立病院改革に関する事項などであります。

次に、今後のスケジュールにつきましては、検討委員会がまとめた基本的な方向性に基づき、効率的で持続可能な地域医療体制の構築に向け取り組むこととしており、特に救急医療を初めとする今後の医療提供体制の検討にあたりましては、各関係機関とも協議しながら地域医療ビジョンを策定するなど、本年度中を目途に具体的な方向性を見いだしてまいりたいと考えております。

次に、福祉行政について定期巡回随時対応型訪問介護看護についてであります。ホームヘルパーと看護師が一体または密接に連携し、24時間対応で定期的に、利用者宅を訪問し、介護や看護を行うこのサービスは、平成24年度の制度改正で新しく創設されたもので、

平成24年度から26年度までの本市の第5期介護保険事業計画では、サービス提供事業者の参入が見込めなかったことから、今後、ニーズの動向を見ながら検討することとし、計画の期間内の事業見込みを立てていなかったところでございます。なお、道内では、大都市を中心に5市が本年度から、平成26年度に4市町が予定され、計画期間内の着手は、9カ所と承知しております。この事業の課題としましては、夜間巡回の利用も含め、ある程度の利用者数を確保しなければ、採算的にもサービスの提供体制が組めない、という状況もありますので、市としては今後とも利用ニーズの把握に努めるとともに、事業者との協議も行っていかなければならないと考えております。一方、本市においては、本年度認知症高齢者向けのグループホームの整備を予定しているほか、秋には訪問介護サービスの導入を視野に入れた美唄で初めてのサービス付き高齢者向け住宅も完成いたしますので、こうした動向も見極めながら、必要なサービス基盤の整備を進めてまいりたいと考えております。なお、市立病院の経営状況につきましては、病院事務局長から答弁させていただきますので、私からは以上でございます。

●議長内馬場克康君 病院事務局長。

●市立病院事務局長高倉雄治君 市立病院の経営状況につきましては、私からご答弁させていただきます。

病院事業会計における過去3カ年の経常収支と不良債務額の状況について、計画と実績の比較で申し上げますと、平成21年度、経常収益は、計画14億2,694万2,000円に対し、実績14億2,954万9,000円で、260万7,000

円の増。経常費用は、計画14億4,762万7,000円に対し、実績14億2,643万6,000円で、2,119万1,000円の減。経常損益は、計画2,068万5,000円の損失に対し、実績では311万3,000円の利益となり、2,379万8,000円の利益増となりました。単年度不良債務額は、計画1,276万9,000円の解消に対し、実績3,790万1,000円の解消となり、2,513万2,000円上回って解消されました。年度末不良債務額は、計画14億7,974万4,000円に対し、実績14億5,461万2,000円で、2,513万2,000円の減少となりました。

平成22年度、経常収益は、計画15億4,714万3,000円に対し、実績14億2,766万6,000円で、1億1,947万7,000円の減。経常費用は、計画16億6,879万4,000円に対し、実績16億1,788万2,000円で、5,091万2,000円の減。経常損益は、計画1億2,165万1,000円の損失に対し、実績では、1億9,021万6,000円の損失で6,856万5,000円の損失増となりました。単年度不良債務額は、計画8,716万円の発生に対し、実績4,852万2,000円の発生となり、3,863万8,000円の減少となりました。年度末不良債務額は、計画15億6,690万4,000円に対し、実績15億0,313万4,000円で、6,377万円の減少となりました。

平成23年度経常収益は、計画14億6,128万1,000円に対し、実績13億9,884万4,000円で、6,243万7,000円の減。経常費用は、計画14億3,395万9,000円に対し、実績13億6,318万8,000円で7,077万1,000円の減。経常損益は計画2,732万2,000円の利益に対し、実績では3,565万6,000円の利益で、833万4,000円の利益増。単年度不良債務額は、

計画5,443万8,000円の解消に対し、実績2億6,082万6,000円の解消となり、2億0,638万8,000円上回って解消となる見込みでございます。年度末不良債務額は、計画15億1,246万6,000円に対し、実績12億4,230万8,000円で2億7,015万8,000円減少となる見込みでございます。以上でございます。

●議長内馬場克康君 4番、丸山文靖議員。

●4番丸山文靖議員 自席から2点ほど今のお話も聞いて、質問をさせていただきます。

1つ目は、医療問題で市立病院の健全化計画の中で、25年度までには病院の事業規模や経営の形態について見直すとの内容が示されていますが、どういう方向に向かって進めているのか、また、病院問題は本市の最重要課題であることから、スピード感をもって、早く方向性を出せるように進めていきたいと思っていますので、市長の考えをお伺いをいたします。

もう1点は、福祉行政でございます。今後、市内の高齢化が進んだ場合、ニーズ把握は必要と思いますが、ニーズの捉えかたをどうふうに考えておられるのでしょうか。

これについても、市長に再質問をさせていただきます。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 丸山議員の質問にお答えいたします。

初めに、市立病院の事業規模や経営形態についてであります。現在、市立病院は、市立美唄病院経営健全化計画及び市立美唄病院改革プランに基づき、経営の健全化を推進しており、将来の、市立病院のあるべき姿として、両計画において病院の事業規模及び経営

形態について平成 25 年度までに一定の結論を示すこととしております。このため、地域医療体制の在り方検討委員会でまとめた基本的な方向性に基づき、関係機関と具体的な協議を進めることとしておりますので、その中で市立病院の事業規模等について、方向性を示してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、市民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりを進めるうえで、地域医療体制の確立は、喫緊の課題であると認識しておりますことから、スピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

次に、サービスのニーズ把握についてでございますが、今後も、高齢化が進んでいく中にあるのは、本サービスのみにかかわらず、介護保険サービスの提供に関するニーズの把握は必要と考えております。しかしながら、介護サービスの利用者と家族の思いが一致しない場合もあり、また、認知症高齢者への対応など、様々な課題もありますことから、ニーズ調査の方法につきましては、十分に、検討していかなければならないものと考えております。以上でございます。

●議長内馬場克康君 次に移ります。

7 番、吉岡文子議員。

●7 番吉岡文子議員（登壇） 2012 年第 2 回定例会にあたり、大綱 3 点について市長に質問いたします。

今、消費税増税が民主党、自民党、公明党の合意で決定されようとしています。結局のところを 2 大政党といっても、政策では何ら違いがないことを国民の前に鮮明に示したことになります。社会保障と税の一体改革と言いながら、社会保障は国民負担の新たな押し

つけばかりである上に、税と云ったら、消費税しかないと言わんばかりの消費税への執着振りです。政権交代の劇的なドラマを生み出した後期高齢者医療制度は、温存。年金改革は、棚上げで削減だけが残されました。選挙公約は何のためにあるのかと疑いたくなる昨今の政治状況です。質問に入ります。

質問の 1 点はこの夏の節電に対する取り組みについてです。北海道電力は、泊原発 3 機すべてが停止しているもとの、この夏、猛暑だった 2010 年比で、7%の節電要請を呼びかけています。この協力要請に対しての、本市の基本姿勢及び市役所内の取り組みについてどのようになるのかお聞きいたします。また、市内に事業所や市民に向けての提案などはどうなっているのかお聞きいたします。

質問の 2 点目は、保育行政についてお聞きいたします。政府は、消費税をめぐる 3 党合意の中で自らが社会保障改革の目玉として続けてきた子ども・子育て支援システムを修正する方向を打ち出してきています。しかし、いくら修正をしたとしても、保育のあり方を根本から変える新システムには、多くの保育関係者からの反対の声が上がっています。法案の行方をしっかりと見守りたいと考えます。

さて、本市では、多様化する雇用状況や長引く不況の中、保育所へのニーズはどのようになっているのか。市内認可保育所の入所状況について、乳児、3 歳未満児とそれ以上に分けてどのようになっているのかお聞きいたします。合わせて、来年から南米方面の幼稚園と保育所を認定こども園とする条例改正が提案されていますが、今後市内のほかの地域でも考えているのかどうか、お聞きいたし

ます。病児・病後時保育の実施については、以前にも質問をしております。第6期総合計画の中にもあるようですが、この事業の実施についてどのようになっているのかお聞きいたします。管内他市の実施状況についてもお聞きいたします。

質問の3点目は、交通行政についてお聞きいたします。

1つは、銀河通アンダーパス歩道における自転車の通行についてです。この問題については、平成19年第2回定例会にも質問しております。最近、この場所を歩いたのですが、「自転車を降りて通行しましょう」の看板が1枚しか見当たらず、これでは市民に周知徹底がされないと感じました。一般質問から、時間も経っておりますので、その後の状況や交通規則の改正等、改めて銀河通アンダーパス歩道内の自転車の安全な通行についてどのようになっているのかお聞きいたします。

交通行政の2つ目には、そのアンダーパスを西に向かった銀座会館横の十字路の一時停止標識についてお聞きいたします。市民の方からアンダーパスが開通してから、車の流れが変わっているので、全方向、一時停止ではなくて、どちらかを優先とできないものかとの問い合わせがあります。この点についてどうなってるのかをお聞きいたします。以上この場からの質問を終わります。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 吉岡議員の質問にお答えいたします。

初めに、今夏の節電に対する取り組みについて、北海道電力の節電協力要請に対する本市の取り組みについてであります。今夏の

電力供給状況につきましては、泊原発所の停止などにより、電力不足が見込まれることから、北海道電力から7月23日から9月7日までの平日9時から20時と9月10日から9月14日までの平日17時から20時の時間帯において猛暑だった一昨年とを比較して7%以上の節電協力を要請されたところでございます。

本市では、昨年の東日本大震災後、市役所内において照明、OA機器等の電源オフやエレベーター等の使用自粛、自動販売機の夜間消灯、一斉定時退庁日の徹底など、節電に取り組んでいるところでありますが、節電の徹底について、改めて庁内周知をしたところであります。

今後は、北海道電力の節電協力要請を受け、電力不足が見込まれる期間を中心に市庁舎以外の施設を含め、さらに集中して節電対策に取り組みを徹底してまいりたいと考えております。市内事業者や、市民に向けましては、北海道電力が各事業所を順次訪問し、節電の依頼をすることと、一般家庭には検針時に節電のパンフレットを配布する予定であると伺っております。市としましても、節電に関するポスター掲示の協力や広報紙において、節電の協力をお願いしているところでございます。

次に、保育行政について、市内保育所の入所状況についてであります。公立保育所の今年度6月1日現在の入所状況は、中央保育所は3歳未満児が15人、3歳以上児が42人で、入所率が95%、東保育所は、乳児1人、3歳未満児が15人、3歳以上児が29人で、入所率が100%、西保育所は、3歳未満児が13人、3歳以上児が35人で入所率が106.6%、

三井保育所は、3歳未満児が5人、3歳以上児が24人で、入所率が96.6%となっております。

次に、来年4月に開設を予定しております美唄市認定こども園は南美唄地域の幼児数の減少等から、三井美唄幼稚園を閉園し、三井美唄保育所を活用して、幼保一体化施設として設置しようとするものであります。現在、南美唄地区以外での認定こども園の設置につきましては、予定はしていないところでございますが、今後も入園児の状況や国の動向を見極めながら、安心安全な保育環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、病児・病後児保育実施についてであります。この事業につきましては、平成22年度から5年間の計画期間とする、次世代育成支援美唄市行動計画「びばいっ子すくすくプラン」後期計画にも盛り込んだところであり、実施上の課題といたしまして、実施施設にかかわる課題や保育士、看護師等の人材確保が難しい面などがあり、開設には至っていない状況でございます。本市としてはこれまで、先行実施している他市の状況等を調査しているところでありますが、空知管内では2市が実施しており、滝川市では保育所を活用し平成22年度から、深川市では病院内で昨年度から実施している状況です。こうした実例を参考に、医療機関とも協議を重ねながら、開設に向けて、課題の解決に努めてまいりたいと考えております。

次に、交通行政について、銀河通アンダーパス歩道の自転車通行についてであります。自転車は、車歩道の区別のある道路では、車道を通行しなければならないとされておま

したが、平成20年6月の道交法の改正により、13歳未満、70歳以上の者及び身体障がい者の方については、歩道を通行することができることとなっております。また、車道を通行する際、安全確保のため、歩道を通行することがやむを得ないと認められたときや、危険と感じられた場合などは、歩道を通行することができるかとされております。しかし、銀河通アンダーパス内の歩道は、坂道でスピードも出やすいことから、自転車で通行される方は自転車を押して通行していただきたいと考えております。このため、注意看板の設置につきましては、歩行者の安全を確保するうえで必要と考えており、今後は、美唄警察署と十分協議してまいりたいと考えております。

次に、銀座会館横の交差点の一時停止標識についてであります。一時停止標識の設置経過につきましては、見通しの悪い交差点で道路幅も狭く危険なため四方向へ設置されたものでございます。また、標識の見直しや、一部撤去につきまして、美唄警察署へ伺いましたところ、公安委員会への要望時には地域住民の同意が必要となることから、現状では難しいものと考えております。以上でございます。

●議長内馬場克康君 7番、吉岡文子議員。

●7番吉岡文子議員 自席から再質問させていただきます。

まず、節電に対する取り組みですけれども、庁舎内は、従来から節電というよりは、財政上の理由から、節電をされているということは承知をしております。本当に、お昼休み等は暗くて仕事はそれでできるのか、休んでる方のところだけ消しているのでしょうか、

不安になることもありますし、階段を降りるのにも、電気が消えておりますから、わざわざつけることもないやと思って、足を踏み外さないかどうか心配になりながら私も降りていることもあります。電力消費量が大きいエアコンについても、市役所の中では、一部の設置で、また時間も限られてきていることから、今、市長が答弁された以上の節減の効果というのはなかなか、見込めないのではないかなというふうに私も考えております。これ以上何か、どこかを絞れということになり、まさにその乾いたぞうきんを無理やり絞っていくようなことになっていくのかもしれない。

それでひとつ発想を転換して、市長にお考えいただきたいことに自動販売機があります。今の話では、夜間の照明を消していると言いましたけれども、それにしても自動販売機は、電気が常に24時間入っているということで、私は是非この点について、お考えいただきたいと思えます。それで、質問にあたりまして、ちょっと調べてまいりましたけれども、日本国内には極めて多くの自動販売機が設置されており、深夜も時間を問わずいろいろなものを私たちは購入することができます。海外旅行に行くと驚くのは、海外では日本ほど自動販売機が多くないことだと、私は海外旅行の経験はありませんけれども、そう聞いております。国内の自動販売機の設置台数が飲料やその他、券売機などを含めて、500万台を超えていて、消費電力は、2000年までで8億キロワットアワーを超えていました。24円のキロワットアワーで換算すると年間この自動販売機の電気代に1,920億円の電気代を払

っているということになります。また、自動販売機500万台について単純に1台当たりの消費電力を1.0キロワットとした場合500万キロワットの電力を消費していることになります。福島第1原子力発電所1号機から6号機まですべての邸宅電気出力合計が469万キロワットですから、国内の自動販売機すべてで、おおむね原子力発電所1つの消費電力を使用しているともいえます。

これだけ自動販売機が幅をきかせる世の中ですけれども、中には、自動販売機を減らそうキャンペーンなどといって、活動している団体もあると聞いています。または自治体では、愛知県豊田市が地球温暖化防止、地球温暖化問題に対する取り組みとして、1997年の基本方針で、公共施設では、原則として飲料水、菓子類の自販機を設置しないことに決定して、46施設から106台を撤去したということが報道されました。奈良県生駒市でも同様の取り組みが報告されています。2008年2月25日同市が管理する公共施設から清涼飲料水や、たばこ等の自動販売機を順次撤去すると発表しています。市役所自らが1事業者として環境保全に取り組み、地球温暖化対策の推進を進めるため2001年11月から省資源・省エネ・ごみ減量資源リサイクルなどを実施しているエコオフィスづくりを率先して行動し、現在の大量消費社会改善を図ることを目的としているということです。生駒市では、施設の特性によって利用者等の水分補給に必要な場合は、各施設の利用状況に応じた台数を確保し、エネルギー消費量の少ない機器に変更する考えだということです。私が、把握できたのは、この2例だけですけれども、

昨今のエネルギー事情ですから、もっと増えているのかもしれませんが。自動販売機については、各飲料メーカーなどの思惑もあることとは思いますけれども、ぜひ今回の節電要請を機会に、あり方そのものを見直していくべきではないかというふうに考えておりますけれども、市長のお考えをお聞きいたします。

自営業者や市民への提案については、わかりました。

次に、保育所についてですけれども、少子化だと言われているのにもかかわらず、中央幼稚園がなくなり、民間幼稚園も定員を割っているというのに、保育所の入所状況は95%から約106.6%、子育て世帯の働き方の一端があらわれているのではないかというふうに感じました。私は先日、自治体問題研究所のフォーラムで東川町というところに行ってまいりました。人口規模が8,000人までない7,000人台の町ですけれども、今、注目されている町でもあって、確か、私が行ったときには道の駅は非常に人がたくさん集まっており、また、札幌以北唯一のアウトドアショップの大阪資本の店があるということで、そちらもちょっと見てきましたけれども、大変にぎわっていました。その中で、私は町立の幼児センター「ももんがの家」というのを見てきたんですけれども、ここは、東川町が平成14年に幼保一元化と子育て支援センターの合築施設として開設したもので、約10年ぐらいたってらるんですけれども、とてもきれいで広々とした施設でした。ここは、非常に美唄に比べて、子供の数が多いのか、いわゆる幼稚園型というか短期型の定員が150人、長期型これが保育所だと思うんですけど、120

人という、合わせて270人の定員ということで、1つにしたということもあって、非常に大きな施設になっているんですけれども、素材には木材が非常にふんだんに使われていて、また、私だけではなくて、北海道外からも、この研修に参加されている議員さんもたくさんおられたんですけれども皆さん口々に「ももんがの家」のすばらしさを評価していました。いまほど私が、お聞きしました病児・病後児保育についても、ここは一体化で、子育て支援センターも併設して看護師さんもいるということなので、自園型病児・病後児保育とここに通園している子どもに関しては、登園後にある体調不良となった場合、保護者の就労に配慮して迎えに来るまでの間保育しますということで、預かり状況はどうですかというふうに伺ったんですけれども、これだけの大きい施設なものですから、非常に変な言い方ですが、にぎわっていると、常にいろいろな病気で預かっているお子さんがいるというお話でした。これがすべてではなくて、やはり美唄は美唄なりの保育の施設、保育の制度が必要だと思いますので、特に、これをそのままねろとは言いませんけれども、やはり同じ子どもとして、本当に伸び伸びとすばらしい施設にいるんじゃないかなというふうに思っていました。

美唄は、近隣の市に比べまして、公的な保育は恵まれているのではないかというふうに思っております。20分ぐらい走った別の市では、美唄と比べて人口規模非常に大きくて、本来であれば、保育所の数ももっとあってもいいのではないかと思うようなところでも、1カ所しかないというところもありますので、

自治体それぞれの経営によって、変わってきてるのだと思いますけれども、三井がなくなりますけれども、市内に今ある認可保育所3つこれらに関しては、市民運動と、それから行政と力が一体となって運営されてきたものであるというふうに考えておりますので、今後も、政府の中では色々な保育に関して、環境が変わるようなことが今取りざたされておりますけれども、私は、市長にはしっかり公的保育環境を守っていただきたいというふうに、それこそが住民福祉、児童福祉にもつながると考えておりますけれども、市長にお考えあればお聞きしたいと思います。

また、冬の大雪で、保育所の施設にも、被害があったと聞いておまして、今回の補正予算にも組み込まれておりますけれども、保育所の建物についてですけれども、修理しながらとはいえ既に限界近くになっているのではないのでしょうか。第6期総合計画美唄未来公共プランの中でも保育所の建物についても建てかえが必要だというようなことが書かれておりますけれども、建てかえの検討についてはどのようになってどのようにお考えでしょうか、お聞きしたいと思います。

それから、交通行政についてですけれども、いまほどお聞きしました銀河通アンダーパス歩道の自転車通行については、自転車をおりて押してほしいというふうな、注意喚起を促すということでしたけれども、私は、19年の時も同じように、自転車をめぐる通行の危険性について、訴えさせていただいたんですけれども、自転車と歩行者の事故が、自転車側が加害者になることが多くて、損害賠償の責任等の発生が、今、新聞やテレビなどで取り

ざたされていることは、市長もご存知だと思います。2つの例だけなんですけれども、「女子高生が夜間携帯電話を操作しながら無灯火で走行中、前方歩行中の看護師の57歳の女性と衝突。看護師には重大な障害が残った。」と、これで損害賠償額が、概算額ですけれども5,000万円というふうに、これは、平成17年。それから、「男子高校生が通学中、歩行者に衝突。」被害者には脊髄損傷による麻痺の後遺障害が残り、賠償金額6,800万円。これは平成20年度。このように自転車の事故というのは、自転車は、手軽な乗り物だということで乗ってしまいますけれども、一旦事故が起きた場合には、非常に大きな賠償責任が問われることとなりますし、加害者が未成年であれば、親にも賠償責任が問われることになってくると思います。事故が起こってからでは遅い。銀河通アンダーパスは、鉄道と並行して歩道が設置されていまして、そこから降りる階段もありますけれども、階段と歩道とは90度で交差する訳で、どちらも本当に予測をしない限り降りてくる方もそれから通行する方もほんとに分からないという状況で、私はあの施設は本当に危険であるからということで、前回もお願いしたわけですけれども、1枚しかなかったということでは注意喚起にはならない。この点について早い時期にわかりやすい標記で、市民周知を図っていただきたいというふうに考えますけれども、市長の考えをお聞きします。

また、銀座会館横の交差点については、理解いたしました。ドライバーからの認識だけではなく、地域住民などの合意がなければ取り外しができないということですので、その

旨、了承したいと思えます。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 吉岡議員の質問にお答えいたします。

初めに、庁内の自動販売機の節電対策についてであります。市庁舎内の自動販売機につきましては、市職員や市役所利用者の利便性のため、福利厚生会を通じ設置しておりますが、昨年の東日本大震災後の節電の取り組みとして、夜間照明の消灯を自販機メーカーに依頼して実施しているところでございます。自動販売機を、長時間の間隔で交互に稼働する場合、温度変化による商品への悪影響や氷が溶けて、水浸しになる機種もあり、自動販売機間の交互稼働は難しいものと考えておりますが、節電につながる稼働方法について販売機メーカーや設置業者とともに検討してまいりたいと考えております。

次に、保育所の施設整備についてでございますが、安心して子供を預けることのできる保育環境を提供することが、子育て支援の観点からも最も必要なことと考えております。びばい未来交響プランの前期基本計画期間が、平成27年度までとなっておりますので、保育所整備等に関しては、将来の施設統合も含め計画的な整備を検討しているところでございます。

次に、アンダーパスの自転車通行についてでございますけれども、議員ご指摘のとおり、非常に危険な場所というふうに認識しております。できるだけ早く看板の設置等について、対応を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 午後1時まで休憩いた

します。

午前 11 時 55 分 休憩

午後 1 時 00 分 開議

●議長内馬場克康君 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

5 番、本郷幸治議員。

●5 番本郷幸治議員（登壇）平成24年第2回定例会にあたり、大綱2点について市長にお伺いいたします。

大綱の1点目は危機管理行政について、その1つ、住民の生命を守るための事業継続計画いわゆるBCPについて、本市における防災計画は、災害対策基本法に基づいて策定されており、災害発生時などに実施すべき対策事項や役割分担を想定し、復旧復興等も対象になっております。災害時に必ず言われるのは想定外という言葉であります。つまり、地域防災計画は決してオールマイティではありません。特に東日本大震災を機に、BCPが注目を集めております。BCPとは、地震のような大規模な災害やテロといった不測の事態が発生しても、行政機関が重要事業を継続できるよう、事前に立てておく計画のことです。これは事業継続に、重点を置いていることにより一般的な防災対策とは異なります。地方自治体においては、地域住民の生命、生活、財産の保護だけでなく、行政サービスの維持、例えば保健や福祉への対応、緊急時災害時における道路、水道等の復旧整備等といった観点からBCP策定の取り組みが広がっております。本市においても美唄市から安平

町に至るまで石狩低地東縁断層帯があり、この断層が活動すればマグニチュード8前後の地震が発生するとも言われております。ゆえにこのBCPを早急に策定する必要があると思っておりますが、市長のご見解をお伺いします。

次に、大綱2点目は、交通行政について、自転車の利用環境の整備について、市長にお伺いします。

自転車は、私たちにとって最も身近な乗り物として日常の生活に根づいております。通勤や通学、買い物などで利用し、特に近年は、健康志向や経済的理由、エコブームによって、それらのメリットを持つ自転車の存在がますますクローズアップされております。しかし一方、自転車に関連する交通事故の割合も増加傾向にあり、警察庁の調べによりますと、交通事故の総件数は平成11年から10年間で約0.87倍に減少しているにもかかわらず、自転車対歩行者の事故は、約3.7倍にふえており、件数で言えば、約3,000件前後に上っております。そのような中、警察庁は、昨年10月、自転車交通に関する総合対策を打ち出し、自転車は車両であるとの位置づけを明確にし、車道走行を促す対策に乗り出しました。自転車走行環境の改善に関する対策は、警察だけでなく、自治体・行政・民間を巻き込んだ取り組みが不可欠であると思っております。そこで、何点か具体的に市長にお伺いします。

1つ目は、本市における過去3年間の事故件数はどのようになっているのか。

2つ目は、自転車事故を未然に防止するためにも、特に通勤や通学、買い物などで利用する市道における交差点の改善や自転車レーンの設置についてどのように考えておられる

のか。

3つ目は、自転車の利用と事故防止を図るための講習会について今までどのように具体的に実施されたのか。また、今後の計画があれば、お伺いします。

4つ目は、自転車事故に備えた各種保険についてであります。あるアンケート調査では、「自転車保険自体を知らない」が54.9%に上っているデータもあります。近年、自転車の対人事故での賠償が高額するなか、事故に備えた保険が広まり始めております。既存の自転車保険や個人賠償責任保険に特約として加入する方法などさまざまありますが、意外と知られておりません。こうした状況下で、行政として、多くの市民に対してさらなる啓蒙啓発が必要と考えますが、市長のご所見をお伺いします。以上でこの場からの質問を終わります。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 本郷議員の質問にお答えいたします。

初めに、危機管理行政について、住民の生命を守るための、事業継続計画BCPについてであります。相次ぐ大規模地震の発生により、国において業務継続計画策定に関するガイドラインが示され、道では想定災害、非常時優先業務の選定、本庁舎等の機能確保や、代替施設及び業務執行体制の確保などについての考え方をまとめた「北海道業務継続計画」を策定中と伺っております。災害時には市におきましても、庁舎の機能確保や、業務執行体制の確保など、必要な措置を講ずる計画は、重要なものと考えておりますことから、国のガイドラインや道の計画を参考に、策定につ

いて調査検討してまいりたいと考えております。

次に、交通行政について、自転車の利用環境の整備についてであります。事故件数につきまして、北海道の統計によりますと、自転車と車両の件数は、21年が4件で傷者数4名、22年は5件で傷者数5名、23年は2件で傷者数3名となっております。なお、市内における自転車と人、自転車同士などの統計はありませんが、市内における重大な事故はないと伺っております。

次に、交差点の改善や自転車レーンの設置につきましては、自転車と歩行者との分離を進めることは必要と考えますが、自転車レーンなどを設置することで、車道が狭くなり、自動車等の通行に支障をきたすことから、これらの整備については、今のところ考えておりません。

次に、自転車利用の講習につきましては、市の交通公園において小学校の3、4年生や、高齢者を対象に行っているほか、中学校・高校へ出向いて、自転車教室を実施しているところであります。また、本年5月から10月末まで市内の中学・高校の7校が参加しての自転車セーフティラリーを実施し、自転車利用時の交通ルール遵守やマナー向上に努めているところであり、今後とも、交通安全指導委員会や町内、警察など関係団体と連携を図りながら、引き続き講習などを行い、自転車の交通安全に努めてまいります。

次に、自転車保険の広報等につきましては、自転車教室や高齢者を対象とした交通安全教室などでパンフレットを配布し、PR活動を行っているところであり、今後も引き続き啓

発に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

●議長内馬場克康君 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

本日はこれをもって延会いたします。

午後1時08分 延会

